

秩父保健医療圏難病対策地域協議会設置要綱

(平成29年7月13日 保健医療部長決裁)
(改定令和5年2月2日 保健医療部長決裁)

(名称)

第1条 本会は、秩父保健医療圏難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、難病の患者への支援の体制の整備を図るとともに、県が行う諸策の円滑な実施を図るため、必要な検討及び協議することにより、もって県民の保健の向上に寄与することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、次項に関し関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

- (1) 難病の患者に対する医療費助成に関すること。
- (2) 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関すること。
- (3) 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関すること。
- (4) 難病の患者の療養生活の環境整備に関すること。
- (5) 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関すること。
- (6) その他難病の患者に対する医療等の推進に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、関係機関、関係団体、難病の患者・家族及び難病の患者に対する医療等の関係者により構成するものとし、秩父保健所長が選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

(学識経験者その他関係者の出席)

第8条 秩父保健所長は、専門事項その他必要な事項を協議するため当該事項に関する学識経験者その他関係者の意見等を聴く必要があると認めるときは、当該学識経験者等を招へいすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、秩父保健所において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月2日から施行する。